

下記の建設工事について、龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札実施要綱（令和4年龍ヶ崎市告示第171号。以下「要綱」という。）及び龍ヶ崎市電子入札実施要綱（令和6年龍ヶ崎市告示第3号。以下「電子入札要綱」という。）に基づき、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年9月18日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



● 工事概要、入札概要について

1	件 名		7線龍ヶ崎市本庁舎急速充電器更新工事
2	場 所		龍ヶ崎市3710番地
3	工 期		契約の日から令和9年1月31日まで (ただし、検査期間14日間を含む。)
4	入札参加資格	所 在 地	龍ヶ崎市内に本店又は支店を有する者
		業 種	電気工事
		格 付	本店 A・B 又は 支店 A
		特定建設業の許可	不要
5	工 事 概 要		龍ヶ崎市本庁舎急速充電器更新工事・・・1.0式
6	記20(7)に定める同種工事		電気工事とする。
7	配置予定技術者の資格等		建設業法第26条に基づく技術者の配置を要する。
8	入 札 参 加 申 請 期 間		令和8年9月24日午前9時から令和8年9月30日午後5時まで ただし、電子入札システムの運用時間内に限る。
	入 札 参 加 申 請 方 法		電子入札システムにより、競争入札参加申請を行うこと。 ただし、電子入札システムによる入札書の提出が困難である場合には、上記期間中に、「紙入札参加届出書」（龍ヶ崎市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）様式第3号）を提出すること。
	紙入札参加届出書提出場所		龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ
9	入札書提出期間(1回目)		令和8年10月1日午前9時から令和8年10月7日午後5時まで ただし、電子入札システムの運用時間内に限る。
	入札書提出方法(1回目)		電子入札システムにより、入札額を入力して提出すること。 ただし、記8に定めた「紙入札参加届出書」を提出し、市長がやむを得ないと認める場合には、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。
	紙 入 札 提 出 場 所		龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ
	入札書提出期間(2回目)		開札日当日 午後3時まで
	入札書提出方法(2回目)		別途指示する
10	予 定 価 格 (消費税及び地方消費税を除く)		事後公表
11	低 入 札 調 査 基 準 価 格		無
12	最 低 制 限 価 格		無
13	開 札 (1 回 目) 予 定 日 時		令和8年10月9日 午前10時00分
	開 札 (2 回 目) 予 定 日 時		開札日当日 午後3時30分
	開 札 場 所		龍ヶ崎市役所4階入札室
14	参加資格確認申請期間		令和8年10月13日から令和8年10月15日までの閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで
	参加資格確認申請提出場所		龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ
15	落 札 者 決 定 予 定 日		令和8年10月20日
	入 札 保 証 金		免除
	契 約 保 証 金		有（契約金額の10%以上）

16	支払条件	前 金 払	有（40％以内）
		部 分 払	無
	建設リサイクル法に基づく再資源化等の義務付け		無

● 契約書、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書」という。）について

17	設計図書閲覧・貸出期間	令和8年9月18日から令和8年10月7日までの毎日
	設計図書閲覧場所	入札情報サービス（PPI）
	設計図書貸出場所	龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ （ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）
18	設計図書に対する質問の受付期間	令和8年9月24日から令和8年9月25日までの閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで
	設計図書に対する質問の方法	質問事項を記載した書面を持参又は電子メールにより提出
	設計図書に対する質問の受付場所	龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ
19	上記質問に対する回答書の閲覧期間	令和8年9月28日から令和8年10月7日までの毎日
	上記質問に対する回答書の閲覧場所	市公式ホームページ

● 入札参加資格要件について

20	入札参加資格要件	次に掲げる事項について、すべて満たしていること。 (1) 令167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと及び第2項の規定により龍ヶ崎市の入札参加制限を受けていないこと。 (2) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。）第37条若しくは38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市公告第17号）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。 (3) 龍ヶ崎市競争入札参加資格者名簿において、記4に定める業種及び格付として登載されていること。 (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により記4に定める業種の建設業の許可及び規程別表第1に規定する市内業者の認定を受け、龍ヶ崎市内に本店を有する者にあつては当該許可を受けてから1年以上継続して営業を行っていること。 龍ヶ崎市内に支店を有する者にあつては当該許可を受けてから3年以上継続して営業を行っていること。 (5) 当該工事に関し、現場代理人及び法に定める主任技術者又は監理技術者等の配置が可能であること。 (6) 落札候補者を決定した日において、記4に定める業種と同種の手持工事件数が、次の表に示す件数未満であること。ただし、龍ヶ崎市内に支店を有する者については、当該年度における同種工事の受注がないこと。なお、手持工事とは、龍ヶ崎市が競争入札により発注した契約金額が200万円を超え、かつ、引渡しが完了していない工事とする。 <table><tr><th>業種</th><th>格付（本店）</th><th>手持工事件数</th></tr><tr><td rowspan="4">土木一式工事</td><td>A</td><td>4</td></tr><tr><td>B</td><td>3</td></tr><tr><td>C</td><td>2</td></tr><tr><td>D</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">建築一式工事</td><td>A</td><td>4</td></tr><tr><td>B</td><td>3</td></tr><tr><td>C</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">電気工事</td><td>A</td><td>4</td></tr><tr><td>B</td><td>3</td></tr><tr><td>C</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">管工事</td><td>A</td><td>4</td></tr><tr><td>B</td><td>3</td></tr><tr><td>C</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">舗装工事</td><td>A</td><td>4</td></tr><tr><td>B</td><td>3</td></tr><tr><td>C</td><td>2</td></tr></table> ※ 特定建設工事共同企業体が受注している工事の場合は、当該企業体の構成員それぞれが1件ずつの手持工事件数とする。 (7) 発注年度前10年度間及び本年度において、当該工事と同種の公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事という。）の元請又は下請の履行実績（引渡しが完了した工事に限る。）を有すること。ただし、龍ヶ崎市内に支店を有する者にあつては、元請の実績に限る。 (8) 契約締結予定日から起算して1年7月以内の審査基準日の法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていることが、法第27条の29の規定による総合評定値の通知により確認できること。 (9) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から龍ヶ崎市が行う入札からの排除要請があつた者であつて、当該排除要請が継続しているもの等、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。	業種	格付（本店）	手持工事件数	土木一式工事	A	4	B	3	C	2	D	2	建築一式工事	A	4	B	3	C	2	電気工事	A	4	B	3	C	2	管工事	A	4	B	3	C	2	舗装工事	A	4	B	3	C	2
業種	格付（本店）	手持工事件数																																								
土木一式工事	A	4																																								
	B	3																																								
	C	2																																								
	D	2																																								
建築一式工事	A	4																																								
	B	3																																								
	C	2																																								
電気工事	A	4																																								
	B	3																																								
	C	2																																								
管工事	A	4																																								
	B	3																																								
	C	2																																								
舗装工事	A	4																																								
	B	3																																								
	C	2																																								

● 入札について

21	入札の執行	(1) 入札書の提出及び入札の執行は、原則、電子入札システムによって行う。 (2) 「紙入札参加届出書」を提出する場合は、記8に定めた期間内（ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）に、郵送又は持参により指定の提出場所に提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに提出場所に到達しなかったものは、受理しない。 (3) 紙入札をする場合は、記9に定めた期間内（ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）に、書留郵便又は持参により指定の提出場所に提出すること。ただし、書留郵便の場合は、指定の提出期限までの日本郵便（株）の消印、かつ開札日時までの提出場所への到達を有効とする。 (4) 記9の方法によらずに行った紙入札は無効とする。 (5) 記21(2)(4)の定めに関わらず、運用基準第20条第1項の規定により認められた紙入札及び紙入札参加届出書は、記21(3)に掲げた期間、方法及び場所により提出されたものを有効とする。 (6) 開札（1回目）で予定価格に達しない場合は、再度入札に付するものとし、入札参加者に別途指示するものとする。 (7) 入札執行回数は、2回を限度とする。なお、2回の入札に付しても落札者が決定しない場合には、令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行う場合がある。 (8) 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた額を入札書に記載すること。 (9) 開札の立会いを希望する者は、開札時刻の10分前までに参集すること。 (10) 記20に定める要件に該当しない者の入札は無効とする。
22	工事費内訳書の提出	(1) 入札参加者は、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を、入札書に併せて電子ファイルを添付し、電子入札システムから提出すること。紙入札の場合は、入札書に同封し提出すること。 (2) 電子ファイルの容量制限等により、工事費内訳書のみ書面提出する場合は、入札書の提出前に申し出たうえで、記21(3)に掲げた期間、方法及び場所により提出すること。 (3) 事前の申し出なく、工事費内訳書のみ書面で提出された入札は無効とする。 (4) 工事費内訳書の様式は自由であるが、直接工事費については工種ごとの金額、諸費目については設計図書中、本工事費内訳書に記載された各項目の金額を明らかにすること。 (5) 入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された合計金額が一致しない場合、又は工事費内訳書が添付、別送若しくは同封されていない場合、当該入札は無効とする。 (6) 工事費内訳書は返却しない。なお、提出された工事費内訳書は、原則として公開する。

● 落札候補者の決定について

23	落札候補者の決定	(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者と決定する。 (2) 落札候補者となり得る者が2者以上あるときは、令第167条の9の規定によりくじによって落札候補者を1者決定するものとする。この場合のくじは、原則、電子くじを用いる。 (3) 落札候補者を決定したときは、口頭によりその旨を通知するものとする。 (4) 落札候補者は、正当な理由なく落札候補者を辞退することができない。なお、正当な理由なく落札候補者を辞退したときは、指名停止措置を行う。 (5) 落札候補者が辞退したときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの（以下「次順位者」という。）を落札候補者として決定する。 (6) 記11に定める低入札調査基準価格を下回る入札が行われたときは、「龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱」の規定に基づき、落札候補者を決定するものとする。 (7) 記12に定める最低制限価格を下回る入札が行われたときは、「龍ヶ崎市最低制限価格制度実施要綱」の規定に基づき、落札候補者を決定するものとする。
----	----------	--

● 落札候補者の入札参加資格確認申請について

24	入札参加資格確認申請方法	(1) 落札候補者は、記14に定める期間内にランク指定一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を市長に提出し、申請しなければならない。 (2) 申請書及び資料の提出 申請書及び資料の提出は、持参又は電子メールにより提出すること。 メールアドレス：keiyaku@city.ryugasaki.lg.jp 電子メールにより提出した者は、必ずその旨を財政課契約指導検査グループまで、電話連絡すること。 FAXによる提出は認めない。 ア. 申請書（龍ヶ崎市競争入札参加者心得（平成6年龍ヶ崎市告示第15号。以下「入札心得」という。）様式第1号）1部 イ. 資料 各1部 ・ 同種工事の施工実績（記20(7)に定める同種工事の施工実績（入札心得様式第2号））（当市発注の施工実績の場合は、施工実績の確認書類を省略することができる。） ・ 主任（監理）技術者の配置（記7に定める資格を有することが判断できる配置予定技術者の資格等及び配置予定現場代理人（入札心得様式第3号）） (3) 落札候補者が記14に定める期間内に申請を行わないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とし、指名停止措置を行う。 (4) 落札候補者が記14に定める期間内に申請を行わず無効となったときは、次順位者を落札候補者として決定する。
----	--------------	--

		(5) その他 ア. 申請書及び資料の作成に係る費用は、落札候補者の負担とする。 イ. 提出された申請書及び資料は、龍ヶ崎市における入札参加資格の審査以外に、無断で使用するできないものとする。 ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。 エ. 申請書及び資料に関する問合せ先 龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ（電話：0297-60-1551）
--	--	---

● 落札候補者の入札参加資格の有無について

25	入札参加資格を有する場合	落札候補者が記20に定める入札参加資格を有すると決定されたときは、落札者と決定し、その旨を口頭により通知するものとする。
	入札参加資格を有しない場合	(1) 入札参加資格を有しないと決定された落札候補者には、記14に定める期間の末日の翌日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、ランク指定一般競争入札参加資格確認通知書（入札心得様式第4号）により、その旨を通知するものとする。 (2) 落札候補者が入札参加資格を有しないと決定されたときは、当該落札候補者が行った入札を無効とし、次順位者を落札候補者として決定する。 (3) 入札参加資格を有しないと決定された落札候補者は、龍ヶ崎市入札及び契約の過程に関する苦情処理要領（令和4年龍ヶ崎市告示第146号）の規定に基づき、その決定を知った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、市長に対して書面により苦情の申立てをすることができる。

● その他

26	入札の無効・落札候補者等決定順位	虚偽の申請を行った者、龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市告示第6号）第11条各号、要綱第10条各号又は電子入札要綱第11条各号に定める事項に該当する者の入札は、無効とする。原則として、落札候補者及び落札者の決定順位は、公告番号順とする。
27	入札の不調	入札参加者又は入札者が2者未満のときは、本入札を不調とする。
28	その他	(1) 龍ヶ崎市建設業者ほう賞規程（平成3年龍ヶ崎市告示第42号）の規定に基づきほう賞を受けた有資格者については、当該ほう賞を受けた年度に限り、当該ほう賞対象業種に係る格付等級を1等級上位とみなす。なお、公共下水道工事部門は土木一式工事に含むものとする。 (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、規程に基づく指名停止を行うことがある。 (3) 落札者は、記24(2)の資料に記載した配置予定の技術者及び現場代理人を配置すること。 (4) その他の事項は、要綱、電子入札要綱、運用基準及び入札心得による。 (5) その他詳細不明な点については、次に照会のこと。 龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ（電話：0297-60-1551）